

2013年10月18日

岐阜大学 学長
森 秀樹 殿

岐阜大学職員組合
中央執行委員長 荒井 聡

団体交渉のルール作りに関する団体交渉要求書

日頃の大学運営に対するご尽力に感謝を申し上げます。

先日、岐阜県労働委員会に対し学長名で提出された「主張書面(1)」を拝読しました。その中の「和解案について」という項目では、団体交渉のルールの確定について提案がされており、団体交渉の再開に向けてご検討いただいたことに感謝を申し上げます。

団体交渉の開催にいたるプロセスを明確にしておくという趣旨については、積極的な提案として肯定的に受け止めたいと思います。ですが、団体交渉のルールとは、今回の案件を超えて将来にわたって効力を持つものであり、それ自体が団体交渉の場で協議されるべきものと思います。また団体交渉のルールをめぐる交渉であれば、取り扱いに注意が必要な資料・データの問題はないのであって、速やかに団体交渉を開催することができるのではないかと考えます。

交渉主体としての互いの成熟と、信頼関係を基礎とする労使関係の形成には、できる限り直接会って話すことが何よりも重要と思います。そこで、以下の点について、要求します。

要求事項

- ・団体交渉のルール作りを、岐阜県労働委員会における和解協定としてではなく、労働協約として締結することを目指して、団体交渉の場で行うこと。

以上